



(号外) 独立行政法人国印刷局

〔府令〕

- 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六九)
- 独立行政法人国民生活センター法施行規則の一部を改正する内閣府令(同七〇)
- 児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令(同七一)
- 行規則の一部を改正する内閣府令(同七二)

〔府令・省令〕

- 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府・総務・文部科学四)

- 地域の活性化及び再生に関する法律に基づく道路運送高度化実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画、貨客運送効率化実施計画、地域公共交通利便増進実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定に係る都道府県公安委員会の意見の聴取に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・国土交通五)

- 勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一二二)

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一二三)

- 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(同一二四)

- 厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令(同一二五)

- 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一二六)

- 運輸審議会一般規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七八)

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七九)

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(以下次のページへ続く)

- 柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令(同九五)

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(同九六)

- 警察庁組織令の一部を改正する政令(同九四)
- 柔道整復師法施行令及び言語聴覚士法施行令の一部を改正する政令(同九五)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国籍との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(同九六)

〔法務〕

〔三七〕

- 森林法施行規則の一部を改正する省令(同五一)
- 商品先物取引法に係る民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(農林水産・経済産業三)

- 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令(経済産業四五)
- 発電所の設置又は変更の工事の事業に当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令(同四六)

- 国土交通省組織規則等の一部を改正する省令(国土交通七六)
- 港湾法施行規則の一部を改正する省令(同七七)

- 運輸審議会一般規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七八)

- 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同七九)

- デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための農林水産省関係省令の一部を改正する省令(以下次のページへ続く)

- 農業取締法施行規則の一部を改正する省令(同四九)

- 農林水産省組織規則の一部を改正する省令(同五〇)

- (前のページより続き)
- 土地収用法施行規則及び河川法施行規則の一部を改正する省令(同八〇)
 - 航空法施行規則の一部を改正する省令(同八一)
 - 排水基準を定める省令の一部を改正する省令(環境一四)
 - 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(国家公安委一二三)
 - 〔規則〕
 - 〔告示〕
 - 公文書等の管理に関する法律施行令第三条第一項の規定に基づき、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件(内閣府一一六)
 - 公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、研究所在、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であつて、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第四条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件(内閣府一一七)
 - 内閣府本府所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する件(同一一八)
 - 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件(内閣府・財務一二二)
 - 在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件(総務三三九、三四一)
 - 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件(同三四〇、三四二)
 - 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定附属書十四一Bの改正に関する外交上の公文の交換に関する件(外務三六八)
 - 特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(厚生労働二八四)
 - 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、機能評価係数I、機能評価係数II及び激変緩和係数の一部を改正する件(同二八五)
 - 医療法施行規則第三十条の三十三の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する告示(同二八六)
 - 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第三項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件(同二八七)
 - 沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第一号二の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件(農林水産一二二五)
 - 在外公館等における在外投票を行うことができる期日を定める件(同九八九)
 - 在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件(同九九一)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第四号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九一)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九二)
 - OOCRに用いる申請書及び申込書の記載方法に関する告示の一部を改正する告示(同九九三)
 - 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示(同九九四)
 - 令和六年度における公営住宅法第六条第二項の規定による近傍同種の住宅の家賃及び同法第四十四条第一項の規定による譲渡の対価に係る公営住宅法施行規則第二十三条に基づき国土交通大臣が地域別に定める率を定める件(同九八五)
 - 改良住宅の家賃の変更に係る率並びに改良住宅の家賃の変更に係る修繕費及び管理事務費に係る率を定める件(同九八六)
 - 低騒音型建設機械の指定に関する件(同九八七)
 - 排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同九八八)
 - 港湾法施行規則第十五条の三第四項の国土交通大臣が定める使用料の額等を定める件(同九八九)
 - 港湾法施行規則第十五条の三第五項の国土交通大臣が定める使用料の額等を定める件(同九九〇)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第四号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九一)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九二)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九三)
 - 港湾法第四十八条の四第六項第五号の国土交通大臣の指定する電子計算機を定める件(同九九四)
 - 道路に関する件(関東地方整備局一九五、一九六)
 - 都市計画に関する件(同一九七～二〇〇)
 - 道路に関する件(北陸地方整備局六一～六四)
 - 都市計画に関する件(同六五)
 - 道路に関する件(中部地方整備局九八)
 - 道路に関する件(近畿地方整備局一三五)
 - 道路に関する件(中国地方整備局六八、六九)

○經濟産業省告示第二百二十三号
中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号) 第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。
令和五年九月二十九日

番号	業種	備考
一	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工場設管的備を有するもやし栽培農業、作業所内に設置及び温度調節装置をもつて工場式の生産設備をもつて生産並に限る。)	野菜作農業(きのこ類の栽培を含む。)(製造加工場設管的備を有するもやし栽培農業、作業所内に設置及び温度調節装置をもつて工場式の生産設備をもつて生産並に限る。)
二	芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行つてゐるものに限る。)	芸農作物農業(製造加工設備を有する茶作農業であつて、荒茶及び仕上茶の製造を行つてゐるものに限る。)
三	素材生産業	素材生産業
四	素材生産サービス業	素材生産サービス業
五	花こう岩・同類似岩石採石業	花こう岩・同類似岩石採石業
六	石英粗面岩・同類似岩石採石業	石英粗面岩・同類似岩石採石業
七	安山岩・同類似岩石採石業	安山岩・同類似岩石採石業
八	大理石採石業	大理石採石業
九	ぎょう灰岩採石業	ぎょう灰岩採石業
十	砂岩採石業	砂岩採石業
十一	粘板岩採石業	粘板岩採石業
十二	砂・砂利・玉石採取業	砂・砂利・玉石採取業
十三	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業
十四	耐火粘土鉱業	耐火粘土鉱業
十五	ろう石鉱業	ろう石鉱業
十六	ドロマイト鉱業	ドロマイト鉱業
十七	長石鉱業	長石鉱業
十八	けい石鉱業	けい石鉱業
十九	天然けい砂鉱業	天然けい砂鉱業
二十	その他の窯業原料用鉱物鉱業	その他の窯業原料用鉱物鉱業
二十一	酸性白土鉱業	酸性白土鉱業
二十二	ペントナイト鉱業	ペントナイト鉱業
二十三	滑石鉱業	滑石鉱業

令和五年十月一日から同年
十二月三十一日まで

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 新藤 義孝

二十四	他に分類されない鉱業	
二十五	一般土木建築工事業	
二十六	土木工事業(造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。)	
二十七	木造建築工事業	
二十八	建築リフレーム工事業	
二十九	とび工事業	
三十	土工・コンクリート工事業	
三十一	特殊コンクリート工事業	
三十二	鉄筋工事業	
三十三	れんが工事業	
三十四	タイル工事業	
三十五	コンクリートブロック工事業	
三十六	床工事業	
三十七	内装工事業	
三十八	金属製建具工事業	
三十九	木製建具工事業	
四十	屋根工事業(金属製屋根工事業を除く。)	
四十一	防水工事業	
四十二	はつり・解体工事業	
四十三	他に分類されない職別工事業	
四十四	一般管工事業	
四十五	給排水・衛生設備工事業	
四十六	その他の管工事業	
四十七	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く。)	
四十八	昇降設備工事業	
四十九	機械器具設置工事業(昇降設備工事業を除く。)	
五十	部分肉・冷凍肉製造業	
五一	肉加工品製造業	
五十二	その他の畜産食料品製造業	
五十三	水産缶詰・瓶詰製造業	

五十四	海藻加工業
五十五	水産練製品製造業
五十六	塩干・塩蔵品製造業
五十七	冷凍水産物製造業
五十八	冷凍水産食品製造業
五十九	その他の水産食料品製造業
六十	しょう油・食用アミノ酸製造業
六十一	ソース製造業
六十二	その他の調味料製造業
六十三	砂糖製造業（砂糖精製業を除く。）
六十四	砂糖精製業
六十五	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業
六十六	精米・精麦業
六十七	でんぶん製造業
六十八	他に分類されない食料品製造業
六十九	清涼飲料製造業
七十	果実酒製造業
七十一	ビール類製造業
七十二	清酒製造業
七十三	蒸留酒・混成酒製造業
七十四	單体飼料製造業
七十五	有機質肥料製造業
七十六	蒸留酒・混成酒製造業
七十七	製糸業
七十八	綿紡績業
七十九	化学繊維紡績業
八十	毛紡績業

八十一	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
八十二	かさ高加工糸製造業
八十三	綿・スフ織物業
八十四	絹・人絹織物業
八十五	毛織物業
八十六	細幅織物業
八十七	その他の織物業
八十八	丸編ニット生地製造業
八十九	たて編ニット生地製造業
九十	横編ニット生地製造業
九十一	綿・スフ・麻織物機械染色業
九十二	絹・人絹織物機械染色業
九十三	織物整理業
九十四	織物手加工染色整理業
九十五	綿状纖維・糸染色整理業
九十六	ニット・レース染色整理業
九十七	綿維雑品染色整理業
九十八	漁網製造業
九十九	レース製造業
百	組ひも製造業
百一	フェルト・不織布製造業
百二	その他の織維粗製品製造業
百三	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百四	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百五	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
百六	織物製下着製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百七	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百八	織物製下着製造業
百九	ニット製下着製造業
百十	織物製・ニット製寝着類製造業

百十一	補整着製造業
百十二	和装製品製造業（足袋を含む。）
百十三	ネクタイ製造業
百十四	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百十五	靴下製造業
百十六	手袋製造業
百十七	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
百十八	寝具製造業
百十九	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業
百二十	刺しゅう業
百二十一	タオル製造業
百二十二	繊維製衛生材料製造業
百二十三	他に分類されない繊維製品製造業
百二十四	一般製材業
百二十五	単板製造業
百二十六	木材チップ製造業
百二十七	造作材製造業（建具を除く。）
百二十八	合板製造業
百二十九	百三十
百三十一	百三十二
百三十三	百三十四
百三十五	百三十六
木箱製造業	たる・おけ製造業
竹・とう・きりゅう等容器製造業	
床板製造業	
繊維板製造業	
銘木製造業	
パーティクルボード製造業	
建築用木製組立材料製造業	
集成材製造業	
百三十七	

百二十八	木材薬品処理業
百二十九	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む。）
百三十	金属製家具製造業
百三十一	マットレス・組スプリング製造業
百三十二	窓用・扉用日よけ、日本びようぶ等製造業
百三十三	マツリ・額縁製造業
百三十四	パルプ製造業
百三十五	板紙製造業
百三十六	百三十七
百三十八	木材薬品処理業
百三十九	他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む。）
百四十	金属製家具製造業
百四十一	マットレス・組スプリング製造業
百四十二	窓用・扉用日よけ、日本びようぶ等製造業
百四十三	マツリ・額縁製造業
百四十四	パルプ製造業
百四十五	パルプ製造業
百四十六	重包装紙袋製造業
百四十七	複合肥料製造業
百四十八	その他の化学肥料製造業
百四十九	ソーダ工業
百五十	無機顔料製造業
百五十一	圧縮ガス・液化ガス製造業
百五十二	塩製造業
百五十三	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百五十四	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百五十五	百五十六
百五十七	百五十八
百五十九	百六十
百六十一	百六十二
塗料製造業	印刷インキ製造業
仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）	

百六十四	頭髪用化粧品製造業
百六十五	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百六十六	火薬類製造業
百六十七	ゼラチン・接着剤製造業
百六十八	潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないものに限る。）
百六十九	プラスチック板・棒製造業
百七十	プラスチック管製造業
百七十一	プラスチック異形押出製品製造業
百七十二	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百七十三	プラスチック異形押出製品製造業
百七十四	プラスチックシート製造業
百七十五	合成皮革製造業
百七十六	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百七十七	電気機械器具用、プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百七十八	輸送機械器具用、プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百七十九	その他の工業用、プラスチック製品製造業（半硬質性を含む。）
百八十	工業用プラスチック製品加工業
百八十一	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百八十二	硬質プラスチック発泡製品製造業
百八十三	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百八十四	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百八十五	発泡・強化プラスチック製品加工業
百八十六	強化プラスチック成形材料製造業
百八十七	発泡・強化プラスチック製品製造業
百八十八	プラスチック製容器・食卓用品製造業
百八十九	プラスチック製容器・食卓用品製造業
百九十	他に分類されないプラスチック製品製造業

百九十一	自動車タイヤ・チューブ製造業
百九十二	ゴム製履物・同附属品製造業
百九十三	プラスチック製履物・同附属品製造業
百九十四	ゴムベルト製造業
百九十五	ゴムホース製造業
百九十六	工業用ゴム製品製造業
百九十七	他に分類されないゴム製品製造業
百九十八	なめし革製造業
百九十九	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
百二十	革製履物用材料・同附属品製造業
百二十一	革製履物製造業
百二十二	革製手袋製造業
百二十三	かばん製造業
百二十四	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
百二十五	ハンドバッグ製造業
百二十六	毛皮製造業
百二十七	その他のなめし革製品製造業
百二十八	ガラス製加工素材製造業
百二十九	ガラス製加工素材製造業
百三十	理化学用・医療用ガラス器具製造業
百三十一	セメント製造業
百三十二	その他のガラス・同製品製造業
百三十三	生コンクリート製造業
百三十四	粘土かわら製造業
百三十五	その他の建設用粘土製品製造業
百三十六	電気用陶磁器製造業
百三十七	陶磁器製タイル製造業

二百四十五	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百四十六	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金 ダイカストを除く。）
二百四十七	ブリキ缶・その他のめつき板等製品製造業
二百四十八	洋食器製造業
二百四十九	利器工道具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食 卓用刃物を除く。）
二百五十	手引のこぎり・のこ刃製造業
二百五十一	その他の金物類製造業
二百五十二	ガス機器・石油機器製造業
二百五十三	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガ ス機器、石油機器を除く。）
二百五十四	金属製サッシ・ドア製造業
二百五十五	製缶板金業
二百五十六	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百五十七	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除 く。）
二百五十八	粉末や金製品製造業
二百五十九	金属製品塗装業
二百六十	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百六十一	金属彫刻業
二百六十二	くぎ製造業
二百六十三	その他の金属線製品製造業
二百六十四	金庫製造業
二百六十五	他に分類されない金属製品製造業
二百六十六	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を 除く。）
二百六十七	はん用内燃機関製造業
二百六十八	その他の原動機製造業
二百六十九	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
二百七十	物流運搬設備製造業
二百四十五	陶磁器用はい土製造業
二百四十六	耐火れんが製造業
二百四十七	不定形耐火物製造業
二百四十八	その他の耐火物製造業
二百四十九	碎石製造業
二百五十	再生骨材製造業
二百五十一	けいそう土・同製品製造業
二百五十二	鉱物・土石粉碎等処理業
二百五十三	石こう製品製造業
二百五十四	石灰製造業
二百五十五	鋳型製造業（中子を含む。）
二百五十六	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百五十七	製鋼・製鋼圧延業
二百五十八	鋼管製造業
二百五十九	磨棒鋼管製造業
二百六十	引抜鋼管製造業
二百六十一	伸線業
二百六十二	銑鉄製造業（銑鉄管、可鍛鉄を除く。）
二百六十三	可鍛鉄製造業
二百六十四	鉄鋼シャースリット業
二百六十五	鉄鋼管製造業
二百六十六	二百四十一 鉛第二次製鍊・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百六十七	二百四十二 伸銅品製造業
二百六十八	二百四十三 銅・同合金铸物製造業（ダイカストを除く。）
二百六十九	二百四十四 非鉄金属铸物製造業（銅・同合金铸物及びダイカス トを除く。）

二百四十五	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百四十六	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金 ダイカストを除く。）
二百四十七	ブリキ缶・その他のめつき板等製品製造業
二百四十八	洋食器製造業
二百四十九	利器工道具・手道具製造業（やすり、のこぎり、食 卓用刃物を除く。）
二百五十	手引のこぎり・のこ刃製造業
二百五十一	その他の金物類製造業
二百五十二	ガス機器・石油機器製造業
二百五十三	その他の暖房・調理装置製造業（電気機械器具、ガ ス機器、石油機器を除く。）
二百五十四	金属製サッシ・ドア製造業
二百五十五	製缶板金業
二百五十六	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百五十七	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除 く。）
二百五十八	粉末や金製品製造業
二百五十九	金属製品塗装業
二百六十	溶融めつき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百六十一	金属彫刻業
二百六十二	くぎ製造業
二百六十三	その他の金属線製品製造業
二百六十四	金庫製造業
二百六十五	他に分類されない金属製品製造業
二百六十六	蒸気機関・タービン・水力タービン製造業（船用を 除く。）
二百六十七	はん用内燃機関製造業
二百六十八	その他の原動機製造業
二百六十九	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
二百七十	物流運搬設備製造業

一百九十八	X線装置製造業	工業窯炉製造業
一百九十七	蓄電池製造業	玉軸受・ころ軸受製造業
一百九十六	電球製造業	染色整理仕上機械製造業
一百九十五	その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む。)	木材加工機械製造業
一百九十四	内燃機関電気品製造業	包装・荷造機械製造業
一百九十三	電気溶接機製造業	化学機械・同装置製造業
一百九十二	電子回路実装基板製造業	鋳造装置製造業
一百九十一	顯微鏡・望遠鏡等製造業	金属工作機械製造業(金属工作機械を除く。)
一百九十	電子回路基板製造業	金属工作機械(機械工具、金型を除く)用部分品・附属品製造業
一百八十九	医療用品製造業(動物用医療機械器具を含む。)	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く。)
一百八十八	ばかり製造業	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く。)
一百八十七	体積計製造業	金属加工機械(機械工具、金型を除く)用部分品・附属品製造業
一百八十六	口ボット製造業	フラットパネルディスプレイ製造装置製造業
一百八十五	娛樂用機械製造業	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
一百八十四	二百八十九	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
一百八十三	二百八十九	金属用金型・同部分品・附属品製造業
一百八十二	二百八十九	金属加工機械製造業(金属工作機械を除く。)
一百八十一	二百八十九	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業
三百一	三百一	三百一
三百二	三百二	無線通信機械器具製造業
三百三	三百三	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
三百四	三百四	携帯電話機・PHS電話機製造業
三百五	三百五	ビデオ機器製造業
三百六	三百六	電気音響機械器具製造業
三百七	三百七	バーソナルコンピュータ製造業
三百八	三百八	自動車車体・附隨車製造業
三百九	三百九	航空機製造業
三百十	三百十	他の航空機部分品・補助装置製造業
三百十一	三百十一	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百十二	三百十二	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百十三	三百十三	貴金属・宝石製装身具附属品・同材料加工業
三百十四	三百十四	その他の貴金属製品製造業
三百十五	三百十五	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く。)
三百十六	三百十六	造花・装飾用羽毛製造業
三百十七	三百十七	ボタン製造業
三百十八	三百十八	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百十九	三百十九	その他の装身具・装飾品製造業
三百二十	三百二十	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
三百二十一	三百二十一	運動用具製造業
三百二十二	三百二十二	漆器製造業
三百二十三	三百二十三	うちわ・扇子・ちようちん製造業
三百二十四	三百二十四	その他の生活雑貨製品製造業
三百二十五	三百二十五	煙火製造業
三百二十六	三百二十六	工業用模型製造業
三百二十七	三百二十七	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く。)

三百一	三百一	医療用計測器製造業
三百二	三百二	有線通信機械器具製造業
三百三	三百三	無線通信機械器具製造業
三百四	三百四	ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
三百五	三百五	携帯電話機・PHS電話機製造業
三百六	三百六	ビデオ機器製造業
三百七	三百七	電気音響機械器具製造業
三百八	三百八	バーソナルコンピュータ製造業
三百九	三百九	自動車車体・附隨車製造業
三百十	三百十	航空機製造業
三百十一	三百十一	他の航空機部分品・補助装置製造業
三百十二	三百十二	フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業
三百十三	三百十三	貴金属・宝石製装身具製品製造業
三百十四	三百十四	その他の貴金属製品製造業
三百十五	三百十五	装身具・装飾品製造業(貴金属・宝石製を除く。)
三百十六	三百十六	造花・装飾用羽毛製造業
三百十七	三百十七	ボタン製造業
三百十八	三百十八	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百十九	三百十九	その他の装身具・装飾品製造業
三百二十	三百二十	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
三百二十一	三百二十一	運動用具製造業
三百二十二	三百二十二	漆器製造業
三百二十三	三百二十三	うちわ・扇子・ちようちん製造業
三百二十四	三百二十四	その他の生活雑貨製品製造業
三百二十五	三百二十五	煙火製造業
三百二十六	三百二十六	工業用模型製造業
三百二十七	三百二十七	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く。)

三百二十八	ガス製造工場
三百二十九	ガス供給所
三百三十	電気通信に附帯するサービス業
三百三十一	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百三十二	映画・ビデオ制作業（テレビジョン制作業を除く。）
三百三十三	二メーション制作業（テレビジョン番組制作業、アーテレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百三十四	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百三十五	レコード制作業
三百三十六	ラジオ番組制作業
三百三十七	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百三十八	新規業
三百三十九	広告制作業
三百四十	二ユース供給業
三百四十一	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百四十二	ビス業
三百四十三	普通鉄道業
三百四十四	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く。）
三百四十五	軌道業
三百四十六	その他の鉄道業
三百四十七	一般乗合旅客自動車運送業
三百四十八	一般乗用旅客自動車運送業
三百四十九	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百五十	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百五十一	一般貨物自動車運送業
三百五十二	一般貸切旅客自動車運送業
三百五十三	貨物軽自動車運送業
三百五十四	特定貨物自動車運送業

三百五十五	外航旅客海運業
三百五十六	沿海旅客海運業
三百五十七	沿海貨物海運業
三百五十八	港湾旅客海運業
三百五十九	河川水運業
三百六十	湖沼水運業
三百六十一	内航船舶貸渡業
三百六十二	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百六十三	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
三百六十四	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百六十五	内航船舶貸渡業
三百六十六	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百六十七	運送代理店
三百六十八	飛行場業
三百六十九	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百七十	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十一	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十二	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十三	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十四	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十五	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十六	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十七	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十八	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百七十九	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百八十	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百八十一	その他の身の回り品卸売業

三百八十二	米麦卸売業
三百八十三	野菜卸売業
三百八十四	食肉卸売業
三百八十五	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百八十六	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百八十七	酒類卸売業
三百八十八	乾物卸売業
三百八十九	飲料卸売業（酒、牛乳などを除く。）
三百九十	茶類卸売業
三百九十一	木材・竹材卸売業
三百九十二	セメント卸売業
三百九十三	プラスチック卸売業
三百九十四	その他の化学製品卸売業
三百九十五	石油卸売業
三百九十六	農業用機械器具卸売業
三百九十七	金属加工機械器具卸売業
三百九十八	その他の産業機械器具卸売業
三百九十九	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）
四百一	荒物卸売業
四百二	化粧品卸売業
四百三	室内装飾繊維品卸売業
四百四	肥料・飼料卸売業
四百五	金物卸売業
四百六	紙卸売業
四百七	スポーツ用品卸売業
四百八	たばこ卸売業
四百九	ジュエリー製品卸売業
四百十	書籍・雑誌卸売業

四百十一	他に分類されないその他の卸売業
四百十二	百貨店・総合スーパー
四百十三	その他の各種商品小売業（従業者が常時五十人未満のものに限る。）
四百十四	呉服・服地小売業
四百十五	寝具小売業
四百十六	男子服小売業
四百十七	婦人服小売業
四百十八	子供服小売業
四百十九	靴小売業
四百二十	履物小売業（靴を除く。）
四百二十一	かばん・袋物小売業
四百二十二	下着類小売業
四百二十三	洋品雜貨・小間物小売業
四百二十四	他に分類されない織物・衣服・身の回り品小売業
四百二十五	野菜小売業
四百二十六	肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百二十七	酒小売業
四百二十八	食肉小売業
四百二十九	乾物小売業
四百三十	茶類小売業
四百三十一	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
四百三十二	金物小売業
四百三十三	荒物小売業
四百三十四	ドラッグストア
四百三十五	医薬品小売業（調剤薬局を除く。）
四百三十六	化粧品小売業
四百三十七	農業用機械器具小売業
四百三十八	肥料・飼料小売業

四百三十九	ガソリンスタンド
四百四十	燃料小売業 (ガソリンスタンドを除く。)
四百四十一	書籍・雑誌小売業 (古本を除く。)
四百四十二	新聞小売業
四百四十三	紙・文房具小売業
四百四十四	スポーツ用品小売業
四百四十五	楽器小売業
四百四十六	たばこ・喫煙具専門小売業
四百四十七	花・植木小売業
四百四十八	ジュエリー製品小売業
四百四十九	他に分類されないその他の小売業
四百五十	生命保険媒介業
四百五十一	建物売買業
四百五十二	土地売買業 (投機を目的としないものに限る。)
四百五十三	不動産代理業・仲介業
四百五十四	貸事務所業
四百五十五	その他の不動産賃貸業
四百五十六	不動産管理業
四百五十七	産業用機械器具賃貸業 (建設機械器具を除く。)
四百五十八	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百五十九	映画・演劇用品賃貸業
四百六十	音楽・映像記録物賃貸業 (映画フィルム賃貸業などを除く。)
四百六十一	貸衣しよう業 (映画・演劇用のものなどを除く。)
四百六十二	他に分類されない物品賃貸業
四百六十三	他に分類されない専門サービス業
四百六十四	通訳業、通訳案内業
四百六十五	翻訳業 (著述家業を除く。)
四百六十六	芸術家業
四百六十七	他に分類されない専門サービス業

四百六十八	広告業
四百六十九	写真業 (商業写真業を除く。)
四百七十	商業写真業
四百七十一	旅館、ホテル
四百七十二	簡易宿所
四百七十三	下宿業
四百七十四	リゾートクラブ
四百七十五	他に分類されない宿泊業
四百七十六	食堂、レストラン (専門料理店を除く。)
四百七十七	日本料理店
四百七十八	料亭
四百七十九	中華料理店
四百八十	ラーメン店
四百八十一	その他の専門料理店
四百八十二	そば・うどん店
四百八十三	すし店
四百八十四	酒場、ビヤホール
四百八十五	バー、キャバレー、ナイトクラブ
四百八十六	喫茶店
四百八十七	ハンバーガー店
四百八十八	他に分類されない飲食店
四百八十九	持ち帰り飲食サービス業
四百九十	配達飲食サービス業
四百九十一	普通洗濯業
四百九十二	洗濯物取次業
四百九十三	リネンサプライ業
四百九十四	理容業
四百九十五	美容業

四百九十六	一般公衆浴場業
四百九十七	その他の公衆浴場業
四百九十八	洗張・染物業
四百九十九	リラクゼーション業(手技を用いるものに限る。)
五百	ネイルサービス業
五百一	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百二	旅行業(旅行業者代理業を除く。)
五百三	旅行業者代理業
五百四	衣服裁縫修理業
五百五	葬儀業
五百六	冠婚葬祭互助会
五百七	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百八	写真プリント、現像・焼付業
五百九	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十	映画館
五百十一	劇場
五百十二	興行場
五百十三	劇団
五百十四	樂団、舞蹈団
五百十五	演芸・スポーツ等興行団
五百十六	競輪場
五百十七	自動車・モーターボートの競走場
五百十八	競輪競技団
五百十九	自動車・モーターボートの競技団
五百二十	自転車・将棋所
五百二十一	マージャンクラブ
五百二十二	競輪・将棋所
五百二十三	バチンコホール

五百二十四	ゲームセンター
五百二十五	マリーナ業
五百二十六	芸ぎ業
五百二十七	カラオケボックス業
五百二十八	娯楽に附帯するサービス業
五百二十九	他に分類されない娯楽業
五百三十	音楽教授業
五百三十一	書道教授業
五百三十二	生花・茶道教授業
五百三十三	外国语会話教授業
五百三十四	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十五	一般病院
五百三十六	精神科病院
五百三十七	有床診療所
五百三十八	無床診療所
五百三十九	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百四十	その他の療術業
五百四十一	歯科技工所
五百四十二	その他の児童福祉事業
五百四十三	通所・短期入所介護事業
五百四十四	その他の老人福祉・介護事業
五百四十五	し尿収集運搬業
五百四十六	し尿処分業
五百四十七	その他の自動車整備業
五百四十八	時計修理業
五百四十九	履物修理業
五百五十	職業紹介業
五百五十一	労働者派遣業

五百五十一	準備業
五百五十二	他に分類されな ^い その他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又は ^い れに準ずるものに係るものを除く。)を除く。)
五百五十四	集金場

備考

1

- 1) 表に掲げた業種は、次のとおりである。
 1) 日本標準産業分類。(平成二十一年総務省告示第四百五号) にねこて分類された業種区分によるものとする。
 2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百一十一号。以下「適正化法」という。)第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。
 3) 適正化法第二条第五項に規定するものを除く。
- 2) 指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請するべきである期間をいふ。

○經濟産業省告示第三百一十五号

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)を実施するため、外国人起業活動促進事業に関する告示(平成三十年經濟産業省告示第三百五十六号)の一語を次のように改正する。

令和五年九月二十九日

経済産業大臣臨時代理

國務大臣 新藤 義孝

次の表によつて、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、^いれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定で改正後欄に^いれにに対応するものを掲げてこな^いものは、^いれを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄に^いれにに対応するものを掲げてこな^いものは、^いれを加える。

名　　印　　後	名　　印　　前
外国人起業活動促進事業に関する告示	外国人起業活動促進事業に関する告示

第1 目的

本告示は、外国人起業活動促進事業を行うに当たつて必要な事項を定めるものである。

第2 用語

この告示において使用する用語は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。)において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

〔削る〕

〔削る〕

[削る]

1 「起業準備活動」とは、外国人が本邦において事業の経営を開始するために必要な

事業所の確保その他の準備行為を行う活動

及び当該活動に附隨して行う報酬を受ける

活動又は本邦において事業の経営を開始し

た後引き続き当該事業の経営を行う活動

(風俗営業活動(風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律(昭和二十三年

法律第百二十二号)第二条第一項に規定す

る風俗営業、同条第六項に規定する店舗型

性風俗特殊営業若しくは同条第十一項に規

定する特定遊興飲食店営業が営まっている

営業所において行うもの又は同条第七項に

規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第

八項に規定する映像送信型性風俗特殊営

業、同条第九項に規定する店舗型電話異性

紹介営業若しくは同条第十項に規定する無

店舗型電話異性紹介営業に從事するものを

いう。)を除く。)をいう。

[削る]

2

「起業準備活動計画」とは、外国人が行う起業準備活動に関する計画をいう。

3 「外国人起業促進実施団体」とは、外国人が起業準備活動を行うことを促進するための計画(以下、「入管法」という。)において使用する用語の例によるほか、次に掲げるとおりとする。

1 「外国人起業活動促進事業」とは、地方

公共団体が、外国人起業活動管理支援計画を作成し、第5に規定する認定を受け、

その計画に基づいて、外国人が起業準備活動を行うことを促進する事業をいう。

2 「外国人起業活動管理支援計画」とは、

地方公共団体が行う外国人起業活動促進事業に関する計画をいう。

3 「外国人起業促進実施団体」とは、外国人起業活動促進事業を実施する地方公共団体をいう。

4 「起業準備活動」とは、特定外国人起業者者が外国人起業促進実施団体の管理又は支援の下で行う、入管法別表第一の五の表の

下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

5 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促進事業において、外国人起業活動管理支援計画に基づいて起業準備活動を行う者をいう。

[新設]

6 「起業準備活動計画」とは、特定外国人起業家が行う起業準備活動に関する計画をいう。

[新設]

5 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促進事業において、外国人起業活動管理支援計画に基づいて起業準備活動を行う者をいう。

[新設]

6 「起業準備活動計画」とは、特定外国人起業家が行う起業準備活動に関する計画をいう。

[新設]

5 「特定外国人起業家」とは、外国人起業活動促進事業において、外国人起業活動管理支援計画に基づいて起業準備活動を行う者をいう。

[新設]

6 「起業準備活動計画」とは、特定外国人起業家が行う起業準備活動に関する計画をいう。

[新設]